

【論文】

占領下日本における人口・優生政策

山 本 起世子

は じ め に

太平洋戦争終結後、占領下の日本では、出生率の急激な上昇と死亡率の低下によって、人口増加率が上昇したため、人口過剰問題が顕在化した。その解決策として、経済復興による人口扶養力の向上、海外への移民、産児制限による人口抑制が挙げられたが、現状では経済復興や移民は困難という判断から、産児制限の推進が注目された。日本を占領していた連合国最高司令官総司令部 (GHQ/SCAP、以下 GHQ) は、日本の人口過剰問題への介入はしないという立場を表明していた。しかし、GHQ が記録した資料を検討してみると、彼らが、日本人の人口問題に関する認識や態度について多大な関心を持ち、直接的ではない方法で関与していたことがわかる。したがって、本稿の目的は、占領下の人口および優生政策はどのように展開されたのか、そして GHQ がそれらの政策にどのように関与したのかを明らかにすることである。この課題を究明することは、現在の日本が直面する少子高齢化状況の原点を探るために重要である。

終戦後の人口・優生政策の展開に関する日本側の資料にもとづく先行研究は多いが (松原 2000、荻野 2008、山本 2011 など)、占領側の資料の分析によって、GHQ の関与の実態を解明した研究は少ないのが現状である (豊田 2013)。したがって、本稿では、国立国会図書館憲政資料室にマイクロフィルムとして収録・保存されている、GHQ/SCAP Records (以下、GHQ 資料) を用いる。GHQ 資料は、部局ごとに作成・保存されたもので、部局内および部局間の交換文書、会議録、日々のメモ、日報・週報・月報、新聞・雑誌記事、手紙、世論調査の報告など、多種多様な資料が含まれていた。

次に、本稿の構成について述べておこう。第 1 章では、人口問題や産児制限に関する世論の動向についての情報収集・分析を行った、民間情報教育局 (Civil Information and Education Section、以下 CIE) の任務の特徴と世論調査の実施方法を明らかにする。それに先立ち、GHQ の検閲による情報統制は、日本人の言動に大きな影響を及ぼしたと考えられるため、占領下の検閲の手法について検討する。第 2 章では、GHQ が関与したと考えられる人口および産児制限に関する世論調査の内容や、GHQ によって開催され、産児制限運動の日本人指導者たちの意見が聴取された非公式会合の記録を通して、GHQ が、人口問題、産児制限に関する日本人の行動・意識に関して、どのような情報を収集していたのかを明らかにする。第 3 章では、占領下での人口増加対策をめぐる、日本人間の 2 つの勢力の対立があったことを明らかにし、産児制限の知識・技

術の普及および優生保護法成立について、GHQ がどのように関与したのかについて検討する。

1 占領下における検閲と世論調査法

GHQ による日本の「改革」の範囲は、政治的再編（公職追放、新憲法制定）、経済科学（財政金融、租税、商工業、労働、貿易、科学技術等）、天然資源、保健・医療・福祉、民間情報教育の広範囲にわたっていた。さらに、民間検閲局（Civil Censorship Detachment、以下 CCD）による検閲は、郵便・電話・電信などパーソナル・メディアから、新聞・出版・放送・映画・演劇などマス・メディアにいたるまで行われ、日本人が占領政策を遵守しているかどうかの情報収集とその分析にもとづき、日本人の言動に関する監視と取締りが行われた（山本 2003、山本 1996）。

検閲による情報統制は、日本人の言動に大きな影響を与えたと考えられる。第 3 章で取り上げる、産児制限法（避妊法）に関する図書も検閲を受けた上で出版が奨励された。本章では、まず、GHQ による占領の特徴を最もよく表している、検閲の手法について検討し、人口問題に関する世論の動向についての情報収集・分析を行った CIE の任務の特徴と、世論調査の実施方法を明らかにする。

1.1 占領下の検閲

占領下における CCD によるメディア検閲については、メディア関係者以外の日本人には秘密にされた。戦前における日本政府の検閲が、削除された文字を「×××」「○○○」などの記号で埋めるなど、明らかに検閲処分を受けたことが誰にでもわかるような方法で行われたのとは対照的である。電話の盗聴、電信の検閲の証拠資料は、検閲政策の終了（1949 年 10 月末）と同時にほとんど破棄された。郵便検閲の資料は保存されており、それによると、重要人物の郵便物は痕跡が残らないように開封され、検閲を受けた。一般人の郵便物はランダムに開封され、占領軍への批判・中傷や、違法行為についての記載がないか調べられた。占領軍への中傷を行った場合は逮捕され、軍事裁判にかけられるケースもあった。一般人の郵便物の検閲については、このような言論の取締りの目的だけでなく、日本人の意識や考え方を探る「秘密の世論調査」としての価値が高かったという（山本 2003 : 2-6）。

新聞・出版に対しては、各メディアが遵守すべきプレスコードが公開されたが、連合国占領軍に対する「破壊的批判」や占領軍に対する「不信」もしくは「怨恨」を招く事項の掲載を禁じるといった、曖昧な基準であった。検閲者に対しては、キーログ（Key Log）という、より具体的な 25 の重要項目の判断指針を設け、そこにはマッカーサー元帥・占領軍・連合国最高司令官（SCAP）・連合国に言及したもの、日本政府が取り組む政策への SCAP の影響ないし介入についての言及が含まれていた。たとえば、占領軍兵士による日本女性への暴行や原爆被害の甚大さを報じたメディアは、活動中止や発行停止といった重い処分を受けた（山本 1996 : 595-601）。また、アメリカ人の日本研究者で、GHQ 労働諮問委員会の一員であったヘレン・ミアーズ（Helen

Mears)の著書(1948年アメリカで発刊)は、アメリカによる日本占領を、日本文化を破壊し、日本人を「アメリカの下僕」とする行為で、個人の権利・尊厳を尊重するアメリカ人の「法と正義の哲学」に著しく反している」などと批判したため、日本での翻訳出版を禁じられた(Mears = 2015 : 89-90)。

マス・メディアへの検閲は、1947～48年に順次、事前検閲から事後検閲に変更されたが、このことは言論の自由が認められたことを意味するのではなく、遵守すべきプレスコードは依然として存在し、それに違反すると処分された(回収、公表禁止、一部削除など)。プレスコードの表現は曖昧なままで、検閲当局はメディアからの検閲に関する問い合わせに一切応じなかったため、各メディアの間に、自己の責任と判断で報道しなければならないという圧迫感が強まった(山本1996 : 298-327)。新聞社の中でも、検閲制度に最も忠実であった『朝日新聞』の出版局長・嘉治隆一は、「自由になった検閲制度の下にわれわれが執筆し、編集する場合にも、やはり各自の心に検閲制度を設けることを忘れるならば、人災は忽ちにして至るであろう。事後検閲は考えようによれば、自己検閲に他ならぬわけである。」と述べた(嘉治1948 : 1)。もはや、プレスコードは外部から強制されたものではなく、メディア関係者の間で内面化され、自己規制が強化された結果、検閲による処分件数は事前検閲時代よりも減少した。

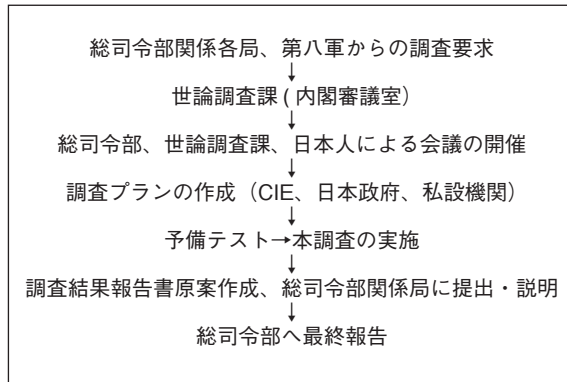
GHQの指導によって改正された新憲法において言論の自由が保障されたが、GHQや連合国に対する批判は、ほとんどの国民に気づかれない方法で監視され、封印された。

1.2 占領下の世論調査

日本人の意識や考え方を把握するための世論調査を指導・監督していた部局はCIEであった。CIEは「連合国最高司令官総司令部に直属し、情報、教育、宗教、文化、芸術、世論調査および社会学的調査の分野で占領目的を達することを任務」とし、日本人の「頭の切り替え」および「再教育」という重大な任務を担っていた。したがって、CIEの活動の対象は、「日本国民の思想と文化の様式に密接な関係をもった諸問題」であった(連合軍総司令部編1949 : 273)。CIE局員は「日本側の諸機関や諸団体の顧問」として働いており、「日本人自身の行動の結果」として「改革」の成果があがるよう、「熱意と理解と同時に忍耐と粘り強さ」によって、「日本人の頭の切替え」を完成させるために任務に励んでいるという(同上1949 : 274)。とくに、情報課によって「民主主義の原則を確立」するために行われた広報活動は、情報課自らが行わず、政府機関・政党・民間団体の活動に「助言」を与え、必要な情報を提供するなどの「援助」に力点が置かれていることが強調された(同上1949 : 277)。

CIEには、さらに、War Guilt Information Program(以下WGIP)という極秘任務があった。1948年3月3日にCIEが作成した極秘文書によると、WGIPの主な目的は、第1に、広島と長崎への原爆投下が残虐行為であり、広島でのアメリカの復興計画が償いの気持ちから行われたという、一部の日本人の考え方に対策を講じること、第2に、東条英機が果たした役割および日本の侵略政策を正当化する感情の背後にある、誤った考え方を正すことであった¹⁾。このような内

図1 占領下の世論調査の実施方法



注) 連合軍総司令部編 1949:315 より作成。

容の計画であったため、江藤淳は WGIP を、「戦争についての罪悪感を日本人の心に植えつけるための宣伝計画」と翻訳した（江藤 1989:225）。

以上のような任務を担っていた CIE には、日本の世論調査を指導・監督する、世論・社会学的研究課があった。その任務は、(1) 日本人の世論調査および占領軍当局・復興計画などに対する社会心理学的反響の研究、(2) 日本の世論調査機関に対する訓練および技術的な指導、(3) 日本の研究団体および総司令部各局と連絡して行われる研究計画の立案と実施、であった。そして、これらの調査研究の報告は、「一括して総司令部の用に供せられ、一般的興味のあるもので発表されたものは米国の政府機関へ送られ」た（連合軍総司令部編 1949:314）。

ただし、占領期に日本の世論調査機関がなかったわけではない。日本政府の世論調査機関は、CIE 局長の示唆により、最初は情報局の中に新設され、その後、内務省への移管を経て、1946年1月に内閣審議室に移動、それと同時に CIE がその事務を管掌、監督することになった。しかし、1946年6月に CIE は、政府の実施する世論調査を当分の間、禁止した。この時、CIE 局長が交代し、後任の局長は、日本政府に世論調査を実施させると、思想統制や国民の権利の侵害をするという不信感を強く抱いていたためという。一方で、CIE は、民間機関が世論調査を行うことには賛成で、調査技術に対する助言・指導を積極的に行った。CIE が新聞社に対して調査テーマを注文し調査させたこともあったという。1949年には、ようやく CIE の承認・支援を得て、世論調査を自主的かつ公正に行う機関として、国立世論調査所が設立された（牧田 2010）。占領期における世論調査の実施方法は、図1に示した通りである。

このように、占領下においては、日本人が独自に世論調査を立案・実施することは許されず、CIE の指導・監督のもと行われ、調査結果は占領政策の遂行のために活用されたのである。

2 人口問題・産児制限に関する世論調査への GHQ の関与

GHQ は、「(占領当局が) 日本の人口制限問題のいかなる研究、あるいは考慮にもたずさわっ

ていないということを理解されるよう願っている。このような事柄は占領当局の指令領域に含まれるものではなく、そして、決定はすべて日本人自身にかかっている。」という見解を発表した (GHQ/SCAP=1996:114)。しかし、実際には、彼らは人口問題に関する日本人の認識や態度について多大な関心を持ち、それらの情報を収集・分析していたことを本章で明らかにしていく。

2.1 「人口についての態度調査」「人口についてのインフォメーションテスト」の実施

GHQ 資料には、1949 年に実施された「人口についての態度調査」および「人口についてのインフォメーションテスト」の予備調査の調査票、調査項目のねらいについての説明、調査時の注意事項などが保存されている²⁾。これらの調査とほぼ同じ内容の調査の結果の一部が、「人口問題に関する世論調査」として国立世論調査所によって公刊されていることから、これらの調査は CIE の指導のもと、国立世論調査所によって実施されたと考えられる。(国立世論調査所編 1950)。

これらの調査の全体的な目的は、現在の人口状況の様々な側面に対する日本人の態度についての情報を得ることであり、現在の人口状況の原因や過剰人口の解決策を見出すことではないという。そして、より具体的な調査目的は、以下の 4 点、すなわち (1) 人口増加問題に対する日本人の考えを確認すること、(2) 人口規模と人口の変化についての人々の知識の程度を確認すること、(3) 人口調節の様々な方法に対する日本人の態度を確認すること、(4) 日本人の家族における子どもの役割についての意見に関する諸要因を確認することであった³⁾。

調査の主な質問項目は、(1) 現在の日本人口、(2) 日本の人口についての知識 (人口増加の原因とその解決策など)、(3) 日本の人口がさらに増えることについての意見 (よいことか、あるいは困ることか)、(4) 希望子供数 (男女別)、(5) 自分の子供たちに受けさせたい教育程度 (男女別)、(6) 自分の子供たちに就いてほしい職業 (男女別)、(7) 産児調節の経験の有無 (産児調節をした／したことがない理由、産児調節方法、産児調節をしてもよいのはどのような場合か)、(8) 産児調節についての考え (反対／賛成)、(9) 人口増加を調節するために、国が産児調節政策を実施することについての意見、また、そのような政策をとった場合のよい点、悪い点は何か、というものであった⁴⁾。調査は主に面接による自由回答形式で行われた (国立世論調査所編 1950:2)。

とくに、ここでは、上記 (9) の質問が注目される。調査員は注意事項として、(9) の質問への回答を聞いた後、「夫婦が一定の子供数、例えば二人を持った後は産児調節策を用いる事とするといった様な法律を通過させるべきだと言っている人がいます。これについてどう思われますか」という問いを付け加えてもよい、と指示された⁵⁾。政府が人口抑制政策を実施する場合、国民にどのように受けとめられるのかを調査するためであろう。GHQ 資料には、予備調査時のこの質問に対する、次のような回答が保存されている。

渋谷代々木、書籍商（東大卒-43才）-男 配偶者及子供あり

全体の趣旨には賛成だが最後の二、三行に示される具体策（法律で、産む子供数に制限を設けるといった政策を指す-筆者注）は少し強すぎる。むしろ国家的に育児及び出産施設を充実してそれと併行して穏やかに産児制限の指導をなし、個人の自発的な調節制限を助長せしめる政策をとるべきだ。産児制限の必要は茲半月前位から俄かにやかましく云はれるようになった。この様に毎日毎日ラジオや新聞でやかましく云はれているのは占領軍の政策によっているという事は明らかである。日本の人口増加を制限しその人口問題を緩和せしめるという事は日本の為には誠に幸いであるが、但し、占領軍の政策で強いられているという観があるために、良い政策であるに拘らず、占領政策をマイナスするような効果が出てくるのではあるまいか⁶⁾。

この回答者は、日本における人口抑制の必要性を認めてはいるが、占領政策として人口制限がなされようとしていることを批判した。この調査に対する回答は多数あったであろうが、占領軍に対する批判的言説は取り締まりの対象となっていたため、回答者の占領軍に対する批判的意見がとくに注目され、上記の回答のみが CIE に提出・保存されたと推測される。

GHQ 資料には、この調査の集計結果がないため、国立世論調査所が公刊した報告書によって、調査結果の一部を見てみよう（国立世論調査所編 1950）。まず、「人口事情に対する知識および態度」についてであるが、現在の日本の人口をほぼ正確に答えた者は 40% で、「全くわからない」者が 42%、かなり間違った数値を答えた者が 18% であった。現在の日本の窮状をもたらした原因の 1 つとして「人口過剰」に言及した者は 60%、日本に適当な人口を現在の人口よりも少なく答えた者は 42%、将来の人口を現在の人口よりも多く答えた者は 40% であった。この結果について世論調査所は、「現在の人口事情について正確な認識をもち、これを問題としているものは、比較的少数に止まる」と分析した。過剰人口の解決策（複数回答）として、最も多く挙げられたものは「移民」で 7 割に上り、次いで「産児制限」が 56%、「経済復興その他」が 24% であった。

有配偶者の希望子供数は、3 人が最も高く 45% で、平均は 3.3 人であった。「産児制限（避妊）に対する態度」については、避妊に対する肯定的な意見（賛成など）が 65% と高く、その理由としては、「人口過剰（子供が多すぎる）」（48%）と「生活困難」（45%）が多数を占めた。避妊について反対の理由は、「自然に反する」（30%）、「人口の減少を来す」（23%）が多かった。さらに、避妊に肯定的な意見をもつ者は教育程度の高い者に多いことが指摘された。また、住宅が広く生活程度が高い者ほど、避妊を肯定する割合が高いと結論付けているが、数値を見ると、差異が 1% 程度と非常に小さく、報告書のこの結論には疑問が残る。

世論調査所による調査報告書は、結論として、人口問題の解決策として産児制限に対する知識の普及が必要であるとし、特に、「下層階級」に対する積極的な働きかけが行われない限り、「逆淘汰」の傾向に近づく危険性があると警告した（国立世論調査所編 1950: 8）。しかし、調査結

果を見る限り、「下層階級」が上層の人々に比べて産児制限の知識をもたず、その実行もせず、子供が多い、という十分な証拠は示されていない。当時、人口の逆淘汰説が勢力を増しており、この調査には、その勢力の主張を補強しようとする意図があったのかもしれない。

また、先述した、日本政府が産児制限政策（出生数の制限など）を実施することに対する国民の意見については、公刊された調査報告書では、「政府で産児制限に関する相談所や施設を設けること」について賛否を問うた結果のみが記載されており、回答者の8割が「賛成」と答えた（同上1950:6）。反対の多かった政策への回答については、意図的に記載を避けたのかもしれない。

その他にも、1949年に、CIEの世論・社会学的研究課・課長、ハーバート・パッシン（Herbert Passin）の要請により、「産児制限についての世論調査（秘密調査）」が行なわれた。調査項目については不明だが、保存されている集計表の一部を見ると、産児制限について「賛成の根拠」（人口問題、生活困難、その他）および「反対の根拠」（人口が減る、不自然、享楽主義の助長、その他）が問われた。さらに、産児制限に「反対だが例外を認める」場合の根拠として、「経済」「母体の健康」「遺伝病」「その他」といった回答の選択肢が用意されていたことがわかる⁷⁾。

2.2 GHQ、ロックフェラー財団、日本人産児制限推進派による「人口問題についての会合」

GHQ資料には、CIEによって作成された、「人口問題についての会合」の発言録がある。この会合の出席者は、ロックフェラー財団の代表者として、マーシャル・パルフォア（Marshall C. Balfour）、ロジャー・エヴァンス（Roger F. Evans）、フランク・ノートスタイン（Frank W. Notestein）、アイリーン・トイバー（Irene B. Taeuber）。日本人は、国会議員（日本社会党）の赤松常子、婦人科医師で産児制限法の著書のある天野景康・文子夫妻、産児制限普及会会長で国会議員の加藤シヅエ、同会常務理事の北岡寿逸、産児調節連盟委員長の馬島憊、労働省婦人少年局長・山川菊栄、同局婦人課長・新妻イト、看護師の保良せき、婦人民主クラブの山本杉らが参加。そして、GHQ職員からは、公衆衛生福祉局（Public Health and Welfare Section、以下PHW）のマッコイ（Dr. McCoy）、経済科学局（Economic and Scientific Section、以下ESS）のゴルダ・スタンダー（Golda G. Stander）、CIEのパウダーメーカー（Dr. Powdermaker）、ハーバート・パッシン、エセル・ウィード（Ethel Weed）らが出席した⁸⁾。この会合には、ロックフェラー財団研究グループの要望により、CIE職員が仲介して、産児制限に関心のある日本人たちが集められたと推測される。

この会合は、どのような目的で行われたのだろうか。ロックフェラー財団代表者たちは、日本における人口と資源の分布に関心をもっており、日本の人口問題について研究するため、財団によって日本に派遣された。日本人たちがこの会合に参加する前に、財団のノートスタインは、日本人の産児制限（birth control）への関心はどの程度深いものなのか、日本人が産児制限を心から望んでいるのかどうかを知りたい、と自らの問題関心を明らかにした。

日本人参加者のうち、とくに加藤、馬島、北岡は産児制限運動において指導的な役割を担っていた。彼らが結成した産児制限普及会と産児調節連盟は、1948年に、「産児制限の自由と人口問題調査会設置に関する請願」を内閣総理大臣、厚生大臣、衆参両議院議長宛に提出した。この請願では、満州事変以来の軍事・外交は「人口過剰がその根本原因」であり、戦後の社会不安・生活不安もまた、人口過剰が根本原因と断じている。それにもかかわらず、日本政府は「往年の帝国主義時代の遺風を脱せず産児制限を抑圧し国民も無反省に早婚多産の習慣を脱せず」、出生率が高くなっていることを批判し、人口増加抑制政策、すなわち産児制限を自由とする諸政策を遂行し、大衆に人口問題の重要性を啓発し、国民運動を起こすべきだと訴えた⁹⁾。

それでは、この会合において、ロックフェラー財団代表者が日本人参加者にどのような質問をし、日本人たちはそれにどのように答えたかを検討していこう。まず、財団のノートスタインは、「日本人の産児制限への関心はどれくらい深いものなのか、都市と地方では関心の程度は異なるのか、関心をもつ動機は何か」と日本人参加者に質問した。

日本人の回答は人によって異なっていたが、戦後は都市だけでなく地方でも、人々の産児制限への関心は高まってきているが、まだそれに対する十分な知識は備わっていない、という見解が多かった。たとえば、加藤は、満州事変以前、産児制限についての教育的宣伝が功を奏し、都市部の女性たちは子どもに高い教育を授けるため、あるいは身体的負担のため、産児制限を望んだ、と述べた。他方、地方では、ある年齢に達すると子どもは都市の工場で働き、賃金は親が受け取ったため、子どもをつくることは「良き投資」と認識され、産児制限の必要性は理解されなかった。しかし、戦後の教育制度改革による、子どもの義務教育期間の延長によって、親は雇用者から子どもの賃金を受け取れなくなり、出産をかつてのように「良き投資」とは認識しなくなったという。山本は、農村でも知的水準の高い人々は、産児制限問題に大きな関心をもっており、農村の人々に産児制限に関する情報を与える「教育的宣伝」が緊急に必要だと主張した。馬島は、地方の教育水準の低い人々は産児制限の意義を理解しておらず、「産児制限運動は日本を弱体化し、アメリカにたやすく負けさせるためのアメリカのプロパガンダだ」という戦時中の考え方を依然として信じている、と述べた。

また、加藤は、日本政府が国会において、人口増加の抑制策を遂行すべきだと議員から指摘された際、それについての考えをもたず、計画もしていないと答弁したことを強く批判した。加藤の分析によれば、占領下において、日本政府は連合国最高司令官からの命令がなければ何もしようとしなないのだという。加藤はこのことを最高司令官のところに行って相談したが、最高司令官が、人口制限は「日本人の問題」である、という方針をもっていることを知った。しかし、彼女は、資源と人口の間の不均衡が深刻な日本の現状を放置するならば、日本人を幸福にすることはできない、と主張した。さらに、北岡は、日本政府と国会議員の多くが依然として持っている、人口の多さは日本にとって良いことだという伝統的な考え方を正さなければならない、と述べた。

ここで、人口増加抑制策としての産児制限に対する日本政府の方針はどのようなものであった

のかについて見ておこう。国会議員であった加藤は、1947年11月の第1回国会衆議院予算委員会において、片山哲首相に対し、(1) 政府は人口対策を確立する意思があるのか、(2) 「国際平和主義の具体的な裏づけの一つとして、産児調節の知識普及」を考えているか、(3) 将来、日本人の移民が許される場合があるとしても、「うさぎのように子を産むアジア人としての日本人ではなく、生活に科学性をもった日本人として海外に移住すべきであり、この用意を今からしておくべきだと思わないか」と質問した。つまり、国際平和主義を唱えるならば、他国による日本人移民の受け入れに頼るのではなく、まず、人口過剰問題は国内で自主的に処理すべきであり、そのためには、人口抑制策としての産児制限の普及が必要という加藤の持論を展開し、これに対する政府の考えを質したのであった。これに対して、片山首相は、人口問題に対する研究は怠っていないが、政府が人口対策を推進する段階には至っていない、と答弁した¹⁰⁾。

さらに、1948年6月にも加藤は、国会で芦田均首相に対し、人口問題を解決するための産児制限について、積極的かつ具体的な対策を立てることが必要ではないか、と質した。それに対して芦田首相は、人口問題の専門家によれば、今後20年くらいの間に日本の人口増加は停止し、その後は人口の減少期に入るという予測があるため、法律によって産児制限を推進する意向はもっていない、と答えた¹¹⁾。

加藤は、このような日本政府の方針について、「人口問題についての会合」において言及し、日本政府の人口問題に関する政策が、厚生省人口問題研究所の人口学者たちによる人口予測によって決定されていることを強く批判した。加藤は会合で、「私たちは民主主義を築きあげようとしているのだから、政策は官僚によって決められるべきではなく、国民の責任だ。」と述べ、日本国民の自覚の高まりによる産児制限の必要性を主張した。

そして、会合の最後には、産児制限の実用的な知識・技術を国民に普及させるために、日本でのようなことが行われているのか、という質問が財団側からなされた。日本人参加者から、1948年に国会で可決された優生保護法の目的と概要、産児制限を指導する私立クリニックの活動状況などについて説明がなされた。その中で、馬島は次のように述べている。産児制限を日本人に普及させるための1つの手段として、産児制限の方法を解説する映画が効果的だが、1本の映画の制作には100万円かかるため、民間団体には映画を作る資金がない。他方、日本企業は産児制限の知識・技術をもっておらず、良質な映画を作る能力がない。ゆえに、アメリカ人が制作した優れた映画を日本語に翻訳して使わせてほしい、と。それに対して、ロックフェラー財団のノートスタインは、「アメリカの映画を使うことには、どれくらい危険があるだろうか。映画はいくつかあるが、アメリカ合衆国は、産児制限を他の国で宣伝することに対して批判されるかもしれない。ある国が、別の国の人口を減らすことを試みたらどうなるか、おわかりでしょう。」と答えた¹²⁾。

このように、ロックフェラー財団は、日本の人口増加抑制対策としての産児制限運動の現状、産児制限に対する日本人の意識について強い関心をもっていたが、アメリカが直接、日本での産児制限の普及に関与することによって、アメリカが日本の人口減少を促そうとしていると批判さ

れることについて、強い警戒感を示したのである。

ロックフェラー財団の日本での調査の目的は、たんに日本の人口問題を研究することだけであつたのだろうか。加藤が会長を務めていた産児制限普及会に対して極秘で資金援助をしていた、アメリカ人のクラレンス・ギャンプル (Clarence J. Gamble) が、日本の人口問題と産児制限運動に関心をもったきっかけは、財団のノートスタインから得た、日本での人口調査に関する情報であつたという (豊田 2010 : 59-60)。

ロックフェラー財団は、「世界中の人類の福祉を増進すること」を目的として 1909 年に設立され、マーガレット・サンガー (Margaret Sanger) のアメリカ家族計画連盟など、アメリカの優生学運動および産児制限運動に多額の資金援助をし、1920 年代～30 年代においてはナチスと関わりのあつたドイツの優生学者に対しても資金援助を行った。財団は第 2 次世界大戦後も、優生学と深い関係をもつ国際家族計画連盟と人口評議会 (いずれも 1952 年設立) を支援した (Kühl = 1999 : 48-50、Cascioli/Gaspari = 2008 : 23-31)。人口評議会は設立後数年で産児制限に関する有力団体に成長し、開発途上国 (インド、インドネシア、タイ、イラン、ニカラグアなど) における避妊計画に対して資金援助を行った (Cascioli/Gaspari = 2008 : 32-3)。

このように、ロックフェラー財団は、戦前・戦後を通して、国内外の優生学・産児制限運動に資金援助を行っていた。筆者の調査では証拠を見出していないが、財団が日本の産児制限運動に対しても、ギャンプルのように、秘密裏に資金援助をしていた可能性はあるだろう。もし、そうならば、この会合の目的は、日本の産児制限運動への財団の援助を GHQ が仲介することだったかもしれない。または単に、GHQ や財団が、日本の産児制限運動の現状やそれに対する国民の意識について、情報を得ることであつたのかもしれない。

3 産児制限および優生政策に対する GHQ の関与

日本では終戦後間もなく、戦前から活動してきた産児制限運動家たちによる活動が再開された。さらに 1948 年には、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止すること」と「母性の生命健康を保護する」ことを目的とした「優生保護法」が、超党派の議員立法により制定された。この法律の特徴は、戦前よりも、優生政策を強化すると同時に、人工妊娠中絶への規制を大幅に緩和したことである。本章では、占領下の産児制限および優生政策に、GHQ がどのように関与したのかについて考察する。まず、占領下での人口増加対策をめぐる、日本人間の 2 つの勢力の対立について論じ、産児制限の知識・技術の普及および優生保護法成立について、GHQ がどのように関与したのかについて検討する。

3.1 産児制限推進派 vs. 厚生省人口問題研究所

占領下では、人口過剰問題の解決策をめぐる、日本人の 2 つの勢力の間で激しい対立があつた。それは、戦前から優生学と結びついた産児制限運動を推進してきた勢力と、日本政府の政策

を方向づけた厚生省人口問題研究所に所属する人口学者たちであった。まず、産児制限推進派の思想と活動状況について、その代表的人物であり、戦前から産児制限運動を展開していた加藤シヅエを中心に検討していく。

加藤は、日本人女性の中で GHQ と最も深い関わりがあった人物ということを自ら認めている。加藤と GHQ との関係の端緒は戦前にあったという。加藤が 1935 年にニューヨークで出版した自伝 *Facing Two Ways* は、アメリカで日本女性が本を出版するのは珍しいということでアメリカのメディアによって紹介され、広く読まれた。それは全米図書館に日本および日本女性を知ることができる本として所蔵され、占領軍将校が日本について学ぶ際の参考書となった。1945 年 10 月に、加藤は CIE より依頼されて婦人問題の非公式顧問に就任、日本女性に婦人参政権を与えるべきだと主張した（西 1983 : 6-7）。

さらに加藤は、1946 年 4 月に、衆議院議員選挙に日本社会党から立候補、最高得票数を獲得して当選した。立候補した経緯について加藤は、次のような注目すべきことを語っている。加藤は当初、夫の立候補の準備を手伝っており、「選挙になって自分も出る番がきているということに全然気がつかなかった」。そこへ、GHQ 将校から、「(あなたは) 今まで参政権、参政権と叫んだという話だけど全然準備していないのか」と言われ、「私も出る番になったのかと、遅まきながら気がついて」立候補することにしたという（西 1983 : 8）。また、加藤は、CIE で働く日本人職員として、高橋展子や椛島敏子など英語の堪能な女性たちを推薦して採用に導き、CIE のウィードの支援によって 1947 年に新設された労働省婦人少年局長として山川菊栄を推薦するなど、占領下での日本女性に関する人事において主導的な役割を果たした（西 1983 : 9）。

国会議員となった加藤は、日本政府に対して産児制限の推進を迫り、さらに、人口増加を抑制するために中絶に対する規制を大幅に緩和した優生保護法を他の議員とともに国会に提出、可決させた。このように、GHQ は日本の人口増加抑制について不介入の立場を表明していたが、加藤のような産児制限推進論者で GHQ の政策に協力する人物を支援し、国会議員になるよう導くことで、間接的に日本の産児制限推進を後押しした。

それでは、加藤の産児制限に対する考え方はどのようなものであったのだろうか。加藤によると、避妊法が普及するか否かは「文化の一種のバロメーター」であるという。文化が高まれば、自分の健康と家庭の事情を勘案し、子ども数や産む間隔を計画するという考え方が広まるはずである。したがって、「子供を生んでも子供にいい境遇を与えられないような階層の人にはたくさん生まないように積極的に指導する」必要がある、と述べた（加藤他 1949 : 98-102）。

加藤は、「日本のマーガレット・サンガー (Margaret Sanger)」と呼ばれるほどサンガーを信奉し、サンガーの思想・行動から強い影響を受けていた。サンガーは、1916 年より貧困者が住むブルックリンの移民地区で避妊クリニックを開設、当初は社会的弾圧を受けたが、優生学との関係を強めることによって、医師や優生学者、富裕層、中間層の支持を獲得し、1920 年代～30 年代には国際的なパースコントロール指導者となった。サンガーの活躍の背景には、当時のアメリカで、人種間の出生力の不均衡、すなわち白人アングロ・サクソン系プロテスタントの出生率低

下と、黒人や移民の高い出生率に対して強い危機感があった（荻野 1994：68-107）。サンガーは、貧困者は常に大家族で、生まれてくる子どもの多くは病身であり知能が低く、その多くは犯罪者となると断定し、これらの人々を社会が扶養することは、健全な国民の負担を増すものであるとして、慈善活動を強く批判、とくに貧困層に避妊法を普及させる必要性を訴えた（Sanger 2003）。1922年に加藤が東京で産児制限相談所を開設するに先立ち、加藤はサンガーのクリニックで3ヶ月間の研修を受けたという（加藤 1997：63-7）。

このようなサンガーの思想に影響を受けた加藤は、日本において、遺伝性疾患をもつ人々の中絶や不妊手術を推進し、子どもに良好な養育環境を与えられない貧困家庭に対する避妊の普及をめざした。加藤に限らず、日本における産児制限運動は全体的に、戦前から優生学と結びついており、とくに戦後においては、逆淘汰現象（遺伝的に劣った人々が増加し、優れた人々が減少すること）への強い危機感から、優生学との関係を強化した（山本 2011）。

それでは次に、優生学と結びついた産児制限推進派とは意見を異にする厚生省人口問題研究所の人口学者たちの言説について検討しよう。研究所長を務めた岡崎文規は1946年に、日本における食糧危機を打開するための産児制限の効果を統計的に検討し、その効果は非常に乏しいと結論付け、産児制限推進によって中絶が増加することを警告した。また、優生学と結びついた産児制限推進派が唱える「逆淘汰説」に対して、人々の素質の良し悪しをどのように判別するのか、富裕層や学歴の高い者が必ずしも良い素質をもつと言えるのか、優れた素質をもっているにもかかわらず社会的環境に阻まれて下層にいる者も多いのではないか、と疑問を呈した。そして、「文化の向上」を望む者の多くは産児制限を支持するが、子どもに煩わされる悩みを避けて幸福を追求しようとすることは、「大いなるあやまり」であり、富の配分を正し、人口扶養力を増大させるべきだ、と主張した（岡崎 1946：73-100）。

同じく人口問題研究所の館稔は、1946年に、人口政策としての産児制限は、長期の政策として意義をもつもので、短期緊急の政策としては意義がないこと、産児制限が進行する社会では人口の高齢化、人口減少が生じ、これは決して健全な人口状態とはいえない、と述べた。さらに、フランスとドイツで顕著に現れたように、第一次世界大戦後の欧州では、産児制限が中絶と結びついて普及する「非常に陰惨な事実」があった、と警告した（館他 1946：7-9）。館は、日本の出生率は1920年を絶頂として明らかな「近代的衰退傾向」に転じ、産児制限普及の第一期をすでに経過している、と述べている。西欧諸国の経験によれば、日本人口の増加率は今後急速に低下、1965年以後10年以内に日本人口は静止人口となり、そこから漸次、人口が減少するかもしれない、と予測した（館 1949：79-80）。

人口問題研究所はまた、1947～48年に、産児制限（避妊）の実状調査を実施した（回答数6751、回収率46.6%）。この調査では、職業別すなわち、(1)東京の官公庁に勤務する者（事務官、技官、教官等）、(2)東京・川崎など大都市の工場に勤務する者（技術者、事務員、工具）、(3)郡部（北多摩郡・西多摩郡）の農業者・商業者・労働者等について、産児制限の実施状況が比較分析された。産児制限の実行率は、官公庁勤務者が最も高く32.6%、最も低かったのは大都

市の工具で 15.7%、全体の実行率は 23.5% であった。学歴別の実行率を見ると、学歴が高い者ほど産児制限が普及している傾向はあるが、官公庁事務官については逆の傾向が見られたという。この原因については、戦前にすでに産児制限が相当普及していたため、と分析された。また、「貧乏人は子沢山で逆淘汰をもたらす」という説は、調査結果からは支持されなかった。郡部では、この説とは逆の傾向が見られたという。産児制限の方法は、禁欲法（荻野式定期禁欲法を含む）（都市：21.3%、郡部：34.0%）とコンドームの使用（都市：35.1%、郡部：23.7%）が多く、避妊成功率はどの方法でも 50% 程度であった（篠崎 1949: 259-313）。つまり、避妊実行者の半数は失敗しており、このことは中絶の激増をもたらした。

このような意見対立がある中で、GHQ は、戦前から活動していた産児制限推進派の人材を活用し、彼らの活動を支援することによって、間接的に日本の人口問題に関与したと考えられる。

3.2 産児制限および優生保護法をめぐる GHQ の関与

GHQ 公衆衛生福祉局（以下 PHW）局長のクロフォード・サムス（Crawford F. Sams）は、占領政策決定のために設置された極東委員会から、人口増加と死亡率低下によってもたらされた過剰人口をどのように処理しようとしているのかと、「大きな疑問」を投げかけられたという。サムスは、極東委員会の 2 つの政策指令、すなわち (1) 「日本を平和的、民主的、安定的国家にし、国際社会の一員とすること」、(2) 「日本の工業水準を朝鮮、中国、フィリピンなどの農業国の水準以下に止めるべきである」、という指令は互いに矛盾することから、極東委員会に日本の工業化を承認させた（Sams = 2007: 285-9）。

サムスの関心は日本人口をいかに安定させるかにあり、日本の工業化・都市化を奨励することによって、産児制限が促され、人口は安定すると予測した。このサムスの予測は、彼が人口問題の顧問として招致した人口統計学者、ウォーレン・トンプソン（Waren S. Thompson）らによる日本の人口動態分析をもとにしていた。彼らは、1920～39 年の間に日本の出生率が約 3 分の 1 低下し、それは主に都市部の出生率低下が原因であったことを知っていたからである。したがって、サムスは、「日本人が家族制限を望むならば、避妊に関する近代的医学知識およびその方法を自由に利用できるようにしてやる」ことに努めたという（Sams = 2007: 287-90）。

このような方針にもとづいて、GHQ は産児制限法（避妊法）についての雑誌記事、図書の発行などに許可を与えた。1946 年以降、馬島憊や太田典礼らの産児制限（調節）法を解説した図書は次々と検閲を通過して発行され、産児制限（調節）の目的を説き、避妊器具・薬剤を網羅的に紹介し、それらの長所・短所、正しい使用法を解説した（馬島 1946、同 1948、同 1949、太田 1947、江田 1946、吉村編 1946、松山 1949 など）。ある解説書は、妊娠を調節することは文化人の教養であり、妊娠から女性を解放するもので、恥ずべきことではなく、その目的は母性保護、健全な子どもの養育、貧苦と飢餓からの救済である、と説いた（松山 1949: 22-30）。そして、1948 年の薬事法改正により、薬事委員会が避妊薬・用具の許可基準を決定し、それに基づいてそれらの製造が認められた。

このように、GHQ は、産児制限の知識・技術を日本人に普及させることに尽力するとともに、優生保護法の成立を承認した。前節で取り上げた、優生学と結びついた産児制限推進派は、人口増加を抑制するためには産児制限が不可欠と主張すると同時に、産児制限推進により逆淘汰が生じることを懸念し、とくに遺伝性疾患を有する人々や子どもに良好な養育環境を与えることができない人々を対象に産児制限を指導し、それらの人々が不妊手術、中絶を行うことができる体制を整備しようとした。その具現化が、1948年に成立した優生保護法である。

占領下で国会へ法案を提出するには、GHQ の承認が必要であったため、優生保護法成立に至るまでに、GHQ は法案に対する修正意見を出し、修正を経た法案の国会への提出を承認した。1948年5月21日付けで、PHW が民政局（Government Section, 以下 GS）宛に書いた優生保護法案に対する意見書によると、PHW は、法案が規定する強制断種（公益上必要と認められる場合、本人および配偶者の同意を得ることなく行う不妊手術）について、以下のように述べた。

強制断種を正当化する法律は、遺伝的特性があると科学的に認められた病気について、そして公共の福祉に深刻な脅威を及ぼすほどの重大なものについてのみ、それらの拡散を防止する手段を与える範囲に限定されるべきである。個人の権利という容認された民主的原則に従い、訴える権利を通して、法の執行に制限がかけられるべきである¹³⁾。

この方針にもとづき、PHW は法案に対して、(1) 遺伝性悪質 (hereditary evils) の定義を明確にすること、(2) 強制断種の決定に対して不服のある者は、中央優生保護審査会に訴える権利を認めているものの、審査会の決定を変更できないため、審査会の決定に対して裁判所に訴えることができるようにすること、(3) 未成年者および後見人の保護下にある者に対する任意断種の除外を規定すべきである、などといった具体的な修正項目を挙げた¹⁴⁾。このように、PHW によって、優生保護法案における強制断種の適用を受ける病気・障害について、社会的に望ましくない特質を遺伝する可能性があることが権威ある医学者たちによって認められており、公共の福祉が個人の権利に勝る場合にのみ、適用を限定するべきことが強調された。そして、このような PHW の要求に応じて修正された法案が第2回国会に提出され、可決された。

優生保護法に対して PHW がとくに強い懸念を示したのは、強制断種についての規定であった。PHW の意見書は、アメリカ合衆国の多くの州で断種法が制定され、強制断種規定もあるが、「子どもを産む個人の憲法上の権利には大いに配慮されている。」と述べている¹⁵⁾。

しかし、アメリカにおける優生政策の歴史を見てみると、人権に十分な配慮が行われてきたとは言いがたい。世界初の断種法が成立したのは、アメリカのインディアナ州であった（1907年）。その後、1920年代までに32州で断種法が成立、とくに1907年に制定されたカリフォルニア州断種法は、精神病患者だけでなく、梅毒患者、性犯罪累犯者などに対する「罰則」として断種が用いられ、実施件数が全米の中でも顕著に多く、1933年のナチス断種法制定の際の参考にされた（米本2000:34-6）。

また、太平洋戦争勃発まで、アメリカの優生学者とナチス・ドイツの優生学者との関係は緊密であったという。ナチス・ドイツの優生学者たちは、アメリカの移民制限法が優生学と民族選別を結合させたことを賞賛し、アメリカの優生学者はナチス断種法を賞賛した。この両者の関係を支えていたのは、1920年代～30年代におけるドイツの優生学者へのロックフェラー財団の資金援助であった（Kühl=1999:48-9, 78）。1930年代末には、アメリカでナチスの反ユダヤ主義に対する批判が高まったことにより、アメリカの人種主義的優生学者たちの影響力が低下し、生物学的特質の優劣を人種や社会階級ではなく、個人の資質に求める優生学者たちの権力が増大した（Kühl=1999:143-50）。第2次世界大戦後もアメリカの優生政策は推進され、州法の有無にかかわらず、裁判所の命令により、精神障害者に対する強制断種が行われた。また、世界的に見て、断種を避妊手段として最大限に活用したのはアメリカで、政府の補助金を受けて不妊手術を受けた女性たちは非白人が多かったため、「巧妙な人種差別」と批判された（米本2000:46-7）。

このように、アメリカの優生政策はナチス・ドイツの優生政策と親和性をもっていたがゆえに、PHWは、ナチスの政策を想起させる、優生保護法における強制断種規定に警戒感を示したのかもしれない。CIEのパスシンは、優生保護法の強制断種規定について、「本質的にナチの民族理論と実践の復活に等しい」と批判したという（豊田2013:69）。

優生保護法は、強制断種の規定だけでなく、中絶の規制の大幅な緩和という重要な規定¹⁶⁾を含んでいたが、これについてPHWは次のように述べた。

法案の社会的側面にかかわる政策、つまり、産児制限（birth control）に関する知識の普及のためのクリニックの確立によって産児制限のシステムを組み込み、そして中絶に関する法律を緩和する政策については、当局の側でも異論はないし、アメリカ合衆国で生まれつつある思想とも合致している¹⁷⁾。

このように、PHWが、法案における中絶の規制緩和について異議を出さず、「社会的側面に関わる政策」として容認したことは注目される。この「社会的側面」とは、日本の人口過剰問題の解決を指すと考えられる。優生保護法案を国会に提出した議員たちによると、法案作成の一眼目は、「母性保護の立場から或程度の人工妊娠中絶を認め、以て人口の自然増加を抑制」することであった。人口抑制が必要な根拠として、議員らは、GHQ顧問のエドワード・アッカーマン（Edward A. Ackerman）の、日本の天然資源を最大限活用しても、人口8千万人までしか扶養することができないという説（当時の人口は8千万人超）を引用することによって、法案を通じた人口増加抑制政策がGHQの支持を得ていることを示唆したのである（谷口・福田1948:34-6）。

以上のように、GHQは、産児制限に関する情報を日本のメディアによって普及させることに尽力し、優生保護法による人口増加を抑制するための中絶適応条件の緩和を容認した。このことは、厚生省人口問題研究所の人口学者たちが警告したように、中絶の激増を招いた。これについて、PHWのサムスは、「日本人は避妊よりも中絶を選んだ。」と述べた（Sams=2007:292）。し

かし、アメリカの貧困層が住む地区で避妊指導を行っていたサンガーのクリニックでも、治療目的の中絶に対する援助（医師の紹介）が行われていた（荻野 1994 : 132-4）。サンガーが避妊具として推奨していたペッサリーは、使用者に適したサイズを計測し、専門家の指導を受けて装着法を訓練し、性交中にその位置を保持しなければ確実な効果は得られず、簡便で効果的な方法ではなかったためであろう。

中絶の増加は、避妊法の知識・技術が普及していなかったためだけではなく、避妊実践者の中で避妊の失敗が多かったことも大きな原因であった。たとえば、避妊器具の中で最も多く使用されていたコンドームのピンホールの多さが、当時、社会問題となっていた。避妊に関する専門家たちによると、1つの方法のみでは失敗率が高いため、複数の方法を併用すべきだとし、彼らが推奨する方法はそれぞれ異なっていた。たとえば、医学者・森山豊は、月経周期利用法（荻野学説）、コンドーム、ペッサリー、各種避妊薬から2つ以上の方法を併用することを勧め、各人の体質、健康状態、家庭状況、経済状態等を検討して各人に適した方法を選択する必要があると述べた（森山 1950 : 11）。一方、避妊法の比較研究を行った医学者・安藤晝一は、十分な訓練が不可欠なペッサリーは推奨できないとし、避妊薬のゼリーを正しい部位に所要量、挿入器で注入する方法が最も簡便で効果が高く、性感を碍害しないと結論付けたが、避妊法は一律に決めてはならず、各人が専門家に相談して決めなければならないと付け加えた（安藤 1950 : 24）。つまり、1つの方法で避妊効果が確実に得られ、かつ誰でも簡単に実践できる方法はなかったのである。

1949年になると、それまで産児制限政策に消極的であった日本政府の取り組みが現れ始めた。同年の優生保護法第1次改正においては、「優生結婚相談所」の役割について、「遺伝その他優生保護上必要な知識の普及向上」に加え、「受胎調節に関する適正な方法の普及指導」という役割が明文化された。同年、厚生省公衆衛生局は『受胎調節便覧』を発行、優生保護法改正により、「最初の人工妊娠中絶の法律から、受胎調節の法律へと一歩前進した」と述べ、避妊法を解説した。この改正により、経済的理由による中絶が認められ、中絶の適応範囲がより拡大されたことを受け、便覧では、中絶の適応範囲が拡大すればするほど、受胎調節（避妊）の重要性は強調されねばならない、と説かれた。厚生省公衆衛生局はこの便覧の作成にあたり、PHWのサムスおよびマッコイから「激励」を受けたことに感謝の意を捧げている（厚生省公衆衛生局編 1949 : 1-2）。

お わ り に

第1次ベビーブーム期の1947年に4.54であった合計特殊出生率は、1950年には3.65に低下、1950年代後半～70年代前半まで、ほぼ2.1台となった。このような出生率低下の時期は、1950年代～60年代における中絶の実施率、および母体保護を目的とする（大部分は産児調節を目的としたであろう）不妊手術の実施率が急激に上昇した時期と重なり、産児制限運動および優生保護法成立が果たした役割は大きかったと考えられる。「産児制限」という用語は、子ども数の制

限という否定的イメージがあることや、避妊だけでなく中絶を含めて使用する人もいたことから、1949年頃から忌避され、「産児調節」「受胎調節」「計画出産」といった用語に置き換わり、1950年代には「家族計画」運動が盛んになった。家族計画とは、家族が健康で幸福になるために、親が自主的に、避妊によって子ども数や出産間隔を計画的に調節することとされた。

占領下において優生学と結びついた産児制限運動は、日本人が人口過剰問題を解決するために推進してきたものであった。しかし、本稿で検討してきたように、この動きを後押ししたGHQの役割も重要である。GHQは、日本人の人口問題に関する認識や態度について非常に大きな関心をもち、それらの情報を収集・分析し、戦前から活動していた産児制限運動家たちの活動を支援した。さらにGHQは、産児制限に関する情報を日本のメディアを通して普及させることに尽力し、優生保護法による人口増加を抑制するための中絶適応範囲の拡大を承認した。

占領下における日本の人口・優生政策に関するGHQ資料は、本稿で扱ったもの以外にもまだ大量に残されており、それらの分析は今後の課題としたい。

最後に、日本の人口・優生政策は、人種主義的な優生思想をもつアメリカ人産児制限運動家たちから多大な影響を受けていたことに注目しておきたい。その1人であるサンガーは、彼女が推進した産児制限が、出生率低下による日本社会の安定に貢献したとして、1955年に日本の厚生大臣から感謝状を授与され、1965年には日本政府から勲三等宝冠章を叙勲された。また、日本の産児制限運動に資金援助をしていたギャンブルは、分裂していた日本の産児制限運動に関わる諸団体を統合に導き、家族計画の国際大会を日本で開催するよう促した功績が認められ、1955年に日本家族計画連盟から銀トロフィーが贈られた(太田1976:394、豊田2010:55)。ギャンブルは、1935年開催の国際人口科学学会において、ナチスの人種政策を支持する講演を行い、この学会によって「すべての人口政策の中心に人種生物学を置くべきであると確信することができた」と述べていた人物である(Kühl=1999:70-1)。彼らの思想からの影響を受け、終戦後から1950年代の日本では、逆淘汰現象への危機感から優生政策が強化され、子どもに良好な養育環境を与えられない貧困者への避妊指導が推進された。

注

- 1) (Confidential) “Proposed War Guilt Information Program (Third Phase)”, 3 March 1948, GHQ/SCAP Records, Box 5096 (21), CIE (B) 00364. 国立国会図書館憲政資料室所蔵 (以下、同様)
- 2) GHQ/SCAP Records, Box 5916, CIE (B) 07795. 文書のタイトルなし。
- 3) “Objectives and hypotheses” GHQ/SCAP Records, Box 5916 (26), CIE (B) 07795.
- 4) 「人口についての態度調査」「人口についてのインフォメーションテスト」GHQ/SCAP Records, Box 5916 (24), CIE (B) 07795.
- 5) 「予備テスト用細部指示 回答記入上の注意」GHQ/SCAP Records, Box 5916 (24), CIE (B) 07795.
- 6) 注2) に同じ。
- 7) “Public Opinion Survey on Birth Control – Fundamental Counting of Secret Survey”, Nov.1949, GHQ/SCAP Records, Box 5916 (6), CIE (B) 07780.
- 8) “Meeting on Population Problems – 14 September 1948 –” GHQ/SCAP Records, Box 5247, CIE (B) 01751. 以下の出席者の発言はすべて、この資料より翻訳引用した。

- 9) 産児制限普及会・産児調節連盟「産児制限の自由と人口問題調査会設置に関する請願」GHQ/SCAP Records, Box 5247, CIE (B) 01751.
- 10) 『第1回国会衆議院予算委員会議録 第19号』1947年11月10日、169-171頁。
- 11) 『第2回国会衆議院予算委員会議録 第33号』1948年6月15日、3-4頁。
- 12) 注8)に同じ。
- 13) "Draft Legislation" GHQ/SCAP Records From PHW To GS, 21 May 1948, GHQ/SCAP Records PHW 04823.
- 14) "Bill for Eugenics Protection Law" From PHW To GS, 25 June 1948, PHW 04823.
- 15) 注14)に同じ。
- 16) 任意の中絶の適応条件は、①遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱に罹っているもの、②分娩後1年以内に更に妊娠し、かつ、分娩によって母体の健康を著しく害するおそれのあるもの、③現に数人の子を有している者が更に妊娠し、かつ、分娩によって母体の健康を著しく害するおそれがあるもの、④暴行もしくは脅迫によって、または抵抗もしくは拒絶することができない間に姦淫されて、妊娠したものの、であった。
- 17) 注14)に同じ。

文献

- 安藤畫一 1950「受胎調節の科学的観察」佐々貫之編『避妊及び避妊剤の諸問題』東京都医師会
- Cascioli, Riccardo/Gaspari, Antonio 2004 *Le bugie degli ambientalisti*, EDIZIONI PIEMME. (=2008 草皆伸子訳『環境活動家のウソ八百』洋泉社)
- 江田清蔵 1946『理想的避妊法の実際 -サンガー夫人説-』堀江書房
- 江藤淳 1989『閉ざされた言語空間』文芸春秋
- GHQ/SCAP, *History of the Non-Military Activities of the Occupation of Japan, 1945-1951: Population*, Vol.4 (=1996 黒田俊夫・大林道子訳『GHQ 日本占領史4 人口』日本図書センター)
- Ishimoto, Shidzue 1935 *Facing Two Ways*, Farrar & Rinehart (=1994 船橋邦子訳『ふたつの文化のはざまから 大正デモクラシーを生きた女』不二出版)
- 嘉治隆一 1948「自己検閲の要」『出版局報』(30)、朝日新聞社出版局(国立国会図書館憲政資料室所蔵)
- 加藤シヅエ 1997『加藤シヅエ ある女性政治家の半生』日本図書センター
- 加藤シヅエ他 1949「産児調節の基本問題をめぐって(座談会)」『婦人の世紀』(10)、96-113.
- 国立世論調査所編 1950『人口問題に関する世論調査』国立世論調査所
- 厚生省公衆衛生局編 1949『受胎調節便覧』極東通信社
- Kühl, Stefan 1994 *The Nazi Connection*, Oxford University Press, Inc. (=1999 麻生九美訳『ナチ・コネクション』明石書店)
- 馬島側 1946『幸福なる夫婦 -産児調節の科学-』新風社
- 1948『誰にも出来る産児調節の方法』新女性文化協会
- 1949『産児制限の知識』産児制限促進会
- 牧田弘 2010「占領期の世論調査-国立世論調査所の変遷-」『よろん』(106)、20-30.
- 松原洋子 2000「日本-戦後の優生保護法という名の断種法」米本昌平他『優生学と人間社会』講談社
- 松山亥三雄・みどり 1949『避妊と妊娠中絶の実際知識』京北書房
- Mears, Helen 1948 *Mirror for Americans: Japan*, Houghton Mifflin Company Boston. (=2015 伊藤延司訳『アメリカの鏡・日本 完全版』角川文庫)
- 森山豊 1950「避妊法批判」佐々貫之編『避妊及び避妊剤の諸問題』東京都医師会
- 西清子 1983「占領下の婦人政策 加藤シヅエ氏を訪ねて」『婦人展望』(334)、6-10.
- 岡崎文規 1946『苦悶の人口』銀座書店
- 荻野美穂 1994『生殖の政治学』山川出版社

- 2008 『「家族計画」への道』 岩波書店
- 太田典礼 1967 『墮胎禁止と優生保護法』 人間の科学社
- 1947 『各種産児調節法』 産児制限同盟本部
- 1976 『日本産児調節百年史』 人間の科学社
- 連合軍総司令部編 1949 『日本占領の使命と成果』 (共同通信社訳) 板垣書店
- Sams, Crawford 1998 *Medic: The Mission of an American Military Doctor in Occupied Japan and Wartorn Korea*, ed. by Zabelle Zakarian, M. E. Sharpe. (=2007 竹前栄治訳 『GHQ サムス准将の改革 戦後日本の医療福祉政策の原点』 桐書房)
- Sanger, Margaret 2003 *The Pivot of Civilization*, Humanity Books.
- 篠崎信男 1949 「日本における産児制限の実状とその将来」 厚生省人口問題研究所編 『現下の人口問題 上巻』 国民教育社
- 館稔 他 1946 「産児制限問題を語る (2) 座談会」 『日本医事新報』 (1183)、7-9.
- 館稔 1949 「日本人口の現状と将来」 厚生省人口問題研究所編 『現下の人口問題 上巻』 国民教育社
- 谷口弥太郎・福田昌子 1948 『優生保護法解説』 研進社
- 豊田真穂 2009 「アメリカ占領下の日本における人口問題とバースコントロール—マーガレット・サンガーの来日禁止をめぐる—」 『関西大学人権問題研究室紀要』 (57)、1-34.
- 2010 「戦後日本のバースコントロール運動とクラレンス・ギャンブル—第5回国際家族計画会議の開催を中心に—」 『ジェンダー史学』 (6)、55-70.
- 2013 「アメリカ占領下の日本における生殖の管理—優生保護法の不妊手術／断種—」 『アメリカ史研究』 (36)、63-82.
- 山本起世子 2011 「生殖をめぐる政治と家族変動—産児制限・優生・家族計画運動を対象として—」 『園田学園女子大学論文集』 (45)、1-18.
- 山本武利 1996 『占領期メディア分析』 法政大学出版会
- 2003 「占領下のメディア検閲とブランゲ文庫」 『文学』 4(5)、3-10.
- 米本昌平 2000 「イギリスからアメリカへ—優生学の起源」 米本他 『優生学と人間社会』 講談社
- 吉村公志編 1946 『産児調節の理論と実際』 産制会本部

[やまもと きよこ 社会学]